

# 令和7年度沖縄県消費生活審議会

1 日時 令和7年11月18日(火) 14:10~16:00

2 場所 沖縄県庁6階第1特別会議室

## 3 出席者

### (1) 委員(10名)

本田 祥子 (現職:弁護士)  
仲宗根 庸子 (現職:司法書士)  
高良 麻美 (現職:NPO法人消費者センター沖縄 理事長)  
金城 ふじの (現職:琉球大学教育学部 講師)  
久高 清美 (現職:沖縄県女性連合会 副会長)  
比嘉 吉昌 (現職:沖縄県生活協同組合連合会 事務局長)  
杉本 龍 (現職:沖縄県高等学校PTA連合会 会長)  
仲間 毅 (現職:公益社団法人沖縄県工業連合会 事務局長)  
新垣 朝雄 (現職:沖縄県商工会議所連合会 総務部長)  
東風平 朝広 (現職:沖縄県農業協同組合中央会 参事)

### (2) 事務局

生活福祉部 生活安全安心課長、消費生活班長、担当主査

生活福祉部 消費生活センター主幹

## 4 議事

【事務局(生活安全安心課):山里班長】

それでは、沖縄県消費生活審議会を開催いたします。

議事の進行につきましては、議長は、審議会の会長が行うこととなっておりますが、会長が選任されるまでの間は司会で議事を進めてまいります。

始めに、会議の公開について報告いたします。

本日の会議は公開としており、報道機関には既にお入りいただいておりますので、ご承知おき下さい。報道機関及び傍聴の皆様におかれましては、傍聴にあたり、会議の支障になる行為がございませんよう、ご協力よろしくお願いします。

次に、審議会を開催する前に、配付資料の確認をお願いします。

- ・次第

- ・資料1 配席図
- ・資料2 沖縄県消費生活審議会委員名簿
- ・資料3 第4次沖縄県消費者基本計画
- ・資料4 第4次沖縄県消費者基本計画の推進状況（令和6年度）
- ・資料5 沖縄県消費生活条例、沖縄県消費生活審議会規則
- ・資料6 第5次沖縄県消費者基本計画策定スケジュール案

をお配りしております。資料は揃っておりますでしょうか。

不足がございましたら、挙手にてお知らせください。

続きまして、本日の委員の出席状況をご報告いたします。

資料2をご覧ください。

きなあけみとぐちりか  
本日、喜納明美委員、渡口里夏委員は、所用により欠席との連絡がありました。また、金城委員におかれましては、本日所用のため 15：30 頃に退席されます。予めご了承ください。

当審議会 12 名のうち、10 名ご参加いただいております。

資料5の沖縄県消費生活審議会規則第5条第2項の規定により委員の過半数の出席を満たしておりますので、会議開催の要件を満たしていることを報告いたします。

それでは、今回新委員として初めての審議会ですので、各委員から一言、自己紹介をお願いしたいと思います。順番は資料2の名簿の順番で、本田委員からお願いします。

＜ 各委員自己紹介 ＞

それでは、議事(1)会長、会長代理の選出に移ります。

資料5の沖縄県消費生活審議会規則第4条第2項の規定により、会長は委員の互選により定めこととなっております。委員の皆様にお諮りします。会長はどなたがよろしいでしょうか。

自薦、他薦を含め、ご意見ある方は挙手にてお願いします。

＜ 意見無し ＞

【事務局（生活安全安心課）：仲宗根課長】

特にご意見がないようでしたら、事務局から案を提示してよいでしょうか。

＜ 事務局案提示の承諾 ＞

それでは、事務局から提案させていただきます。

会長には、本田委員をお願いしたいと考えております。

沖縄弁護士会で消費者問題対策委員会の委員として取り組まれておられます。また、昨年度まで本審議会の会長代理、苦情処理部会の部会長を務めていただいており、会長には適任であると考えております。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

ただ今、事務局から提案のありました、本田委員に会長をお願いしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

< 異議なし >

委員の皆様の了解が得られましたので、本田委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

【本田委員】

お引き受けいたします。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

ありがとうございます。それでは、本田委員には会長席に移動していただき、議事の進行をお願いいたします。

【本田会長】

皆様、改めまして、こんにちは。只今、本審議会の会長に選出されました本田です。

限られた時間ではございますが、委員それぞれのお立場から、活発な議論を行いたいと思いますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、審議会規則第4条第4項の規定により、会長が会長代理の指名をすることになります。そこで、NPO法人消費者センター沖縄の高良委員に会長代理をお願いしたいと思います。

高良委員よろしいでしょうか。

【高良委員】

お引き受けいたします。

【本田会長】

高良委員、ありがとうございます。

それでは、高良委員、会長代理をよろしくお願ひします。次に、議事(2)「消費者苦情処理部会委員、部会長及び部会長代理の選出」に移ります。

審議会規則第6条第1項の規定により、「審議会に消費者苦情の調停及び訴訟の援助に関する事項を処理させるため、消費者苦情処理部会を置く」こととされています。また、同条第3項の規定により「部会及び専門部会は、会長が指名する7人以内の委員で組織する」こととされていますので、指名させていただきます。

部会委員には、学識経験者の仲宗根委員、金城委員、消費者代表の比嘉委員、喜納委員、渡口委員、事業者代表の新垣委員、東風平委員の合計7名としたいと思います。喜納委員、渡口委員については、本日欠席でございますが、ご承知いただけるものと思います。いかがでしょうか。

< 異議なし >

委員の皆様の了解が得られましたので、皆様よろしくお願ひします。

次に、審議会規則第6条第5項の規定により「部会長は委員の互選により定める」こととされています。部会委員の皆様、部会長の選任についてご意見ありますでしょうか。

自薦、他薦を含め、ご意見ある方は挙手にてお願ひいたします。

特に意見がなければ、私から提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

部会長は、仲宗根委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【仲宗根委員】

お引き受けいたします。

【本田会長】

仲宗根委員、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

では次に、部会長代理についてですが、部会長代理は部会長が指名することとなっておりますので、仲宗根委員、指名をお願いします。

【仲宗根委員】

仲宗根でございます。部会長代理には、琉球大学の金城委員にお願いしたいと思います。金城委員、よろしいでしょうか。

【金城委員】

お引き受けいたします。

【仲宗根委員】

金城委員、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【本田会長】

次に、議事(3)「専門部会委員、部会長及び部会長代理の選出」に移ります。

審議会規則第6条第2項の規定により、「審議会に特定の事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる」とこととされており、来年度は第5次沖縄県消費者基本計画の策定を予定しているため、専門部会を開催いたします。また、同条第3項の規定により「部会及び専門部会は、会長が指名する7人以内の委員で組織する」とこととされていますので、計画策定にかかる専門部会の委員を指名させていただきます。

部会委員には、学識経験者の高良委員、金城委員、消費者代表の久高委員、比嘉委員、杉本委員、事業者代表の仲間委員、会長の私、合計7名としたいと思います。皆様いかがでしょうか。

< 異議なし >

委員の皆様の了解が得られましたので、皆様よろしくお願いします。

次に、審議会規則第6条第5項の規定により「部会長は委員の互選により定める」とこととされております。部会委員の皆様、部会長の選任についてご意見ありますでしょうか。

自薦、他薦を含め、ご意見ある方は挙手にてお願いいたします。

特に意見がなければ、私から提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

部会長は、金城委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【金城委員】

お引き受けいたします。

【本田会長】

金城委員、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では次に、部会長代理についてですが、部会長代理は部会長が指名することとなっておりますので、金城委員、指名をお願いします。

【金城委員】

金城でございます。

部会長代理には、沖縄県高等学校PTA連合会の杉本委員にお願いしたいと思います。

杉本委員、よろしいでしょうか。

【杉本委員】

お引き受けいたします。

【金城委員】

杉本委員、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【本田会長】

それでは、議事を進めてまいります。

議事(4)の「第4次沖縄県消費者基本計画の推進状況について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（生活安全安心課）：仲村渠主査】

皆さん、こんにちは。沖縄県生活福祉部生活安全安心課の仲村渠と申します。私が第4次沖縄県消費者基本計画の推進状況について、説明したいと思います。

資料3の1ページをご覧ください。

沖縄県は、本県における消費者に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進する大綱として、「第4次沖縄県消費者基本計画」を令和4年3月に策定しました。第4次沖縄県消費者基本計画の策定にあたっては、「消費者教育推進計画」を「消費者基本計画」に統合し、一体的な計画とすることにより、消費者施策を一層総合的、効果的に推進することとしました。第4次沖縄県消費者基本計画では、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として、6つの基本目標ごとにそれぞれ施策の方向性を定め、123項目の施策を定めています。

表をご覧ください。基本計画において設定された48項目の数値目標を、A,B,C,Dの4つの区分により把握しております。

次に2ページの【表1】をご覧ください。基本目標ごとの区分集計は、表の通りとなっております。全体として、Aが41項目、Bが3項目、Cが3項目、Dが1項目となっております。

続いて3ページをご覧ください。数値目標が設定されている48項目についての推進状況一覧表となっております。

また、数値目標の設定がない施策についても担当課に進捗状況を報告してもらっておりますので、ご確認をお願いいたします。

今回は時間の都合により、基本目標ごとに、達成度がAではなかった施策について報告いたします。

まずは、基本目標1「消費者の安全・安心の確保」についてです。

消費者が安心して消費生活を送ることができるよう、食品や商品・サービスの安全の確保に関する取組等を推進しています。

Aが13項目、Cが1項目、Dが1項目となっております。

A以外の項目として、「LPガス器具販売店・LPガス販売事業者への立入検査」が達成度35%でC、「消費生活用製品販売事業者への立入検査店舗数」が達成度0%でDとなっています。

では、項目ごとに詳しく説明いたします。まず19ページをご覧ください。

（施策の内容・数値目標・施策実施状況・未達成理由・今後の取組について資料の読み上げ）

続いて、21ページを御覧ください。

（施策の内容・数値目標・施策実施状況・未達成理由・今後の取組について資料の読み上げ）

では、改めて3ページをご覧ください。続いて、基本目標2「自主的かつ合理的な選択の機会の確保」

についてです。消費者の利益の擁護・増進を図るため、消費者が自主的かつ合理的に選択・行動できるように取引の適正性を確保する取組を推進しています。

A が4項目、B が1項目、C が1項目となっております。A 以外の項目として、「貸金業者への立入検査数」が達成度 83.3%で B、「家庭用品販売事業者への立入検査店舗数」が達成度 25%で C となっています。

では、項目ごとに詳しく説明いたします。まず 30 ページを御覧ください。

(施策の内容・数値目標・施策実施状況・未達成理由・今後の取組について資料の読み上げ)  
続いて、33 ページをご覧ください。

(施策の内容・数値目標・施策実施状況・未達成理由・今後の取組について資料の読み上げ)

改めて、4 ページをご覧ください。続いて、基本目標3「消費者被害の防止と救済」についてです。

消費者被害の未然防止を図るとともに、被害に遭った消費者を迅速に救済する取組を推進しています。

A が8項目、C が1項目となっております。A 以外の項目として、「中核機関を整備している市町村数」が 45.5%で C となっています。

では、項目ごとに詳しく説明いたします。68 ページを御覧ください。

(施策の内容・数値目標・施策実施状況・未達成理由・今後の取組について資料の読み上げ)  
改めて、4 ページをご覧ください。続いて、基本目標4「持続可能な社会の実現に向けた消費行動と事業活動の推進」についてです。

持続可能な社会を実現するため、消費者と事業者が連携・協働し、食品ロスの削減やエシカル消費等に関する取組を推進しています。

A が4項目、B が2項目となっております。A 以外の項目については、「エシカル消費の認知度」が 65.1%で、B となっています。

では項目ごとに詳しく説明いたします。82 ページをご覧ください。

(施策の内容・数値目標・施策実施状況・未達成理由・今後の取組について資料の読み上げ)  
続いて、89 ページを御覧ください。

(施策の内容・数値目標・施策実施状況・未達成理由・今後の取組について資料の読み上げ)

改めて、4 ページをご覧ください。次に、基本目標5「考えて行動できる『うちなー消費者』の育成」についてです。

令和4年4月からの成年年齢引下に対応できる若年者に対する消費者教育を充実させました。また、消費者トラブルから自分の身を守る、考えて行動できる「うちなー消費者」を育成します。

11 項目すべて A となっております。

続けて 5 ページをご覧ください。基本目標6「消費者行政を推進するための体制の充実」についてです。県消費生活センターと市町村が連携し、消費生活相談体制の広域化を推進します。併せて、消費者教育の拠点として関係機関と連携し、消費者教育を推進します。A が 1 項目となっております。

簡単ではありますが、以上で令和6年度の第4次消費者基本計画の推進状況の報告を終わります。

**【本田会長】**

ただ今の事務局の説明につきまして、委員の皆様からご意見やご質問を伺いたいと思います。ご意見

のある方は挙手していただきますようお願いします。

【杉本委員】

82 ページと 89 ページのエシカル消費の啓発について、12.6 や 8.2 の数値目標はどのように出ししているのかお聞きしていいですか。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

82、89 ページのエシカル消費の認知度調査については、アンケート調査会社へ委託し、沖縄県内の 18 歳以上の男女を対象に、各年代ごとに実施しています。その集計結果が、令和 2 年度から令和 6 年度までのパーセンテージとして示されています。

【杉本委員】

ありがとうございます。学校等に配布しているクリアファイルは、高等学校にも配布しているとのことで、今後は高等学校 PTA 連合会と一緒に活動できればと考えています。先月、PTA の各会長と食品ロス削減について話し合いを行いました。連合会の委員会研修会が年に 10 回ほど開催される予定で、その際に乾物など余っている食品があれば集めてみようと思っています。ただ集めるだけでなく、意味のある集まりにしたいと話し合いを進めており、現在計画を立てているところです。

また、18 歳以上だと 3 年生は含まれているため、それ以前から認知を促した方が良いのではないかと考えています。成人年齢が 18 歳に引き下げられたものの、16 歳でバイクの免許を取得できるため、様々な観点から商品について考えてもらうには、高校 1 年生の 16 歳からの普及活動を行うことも有意義ではないかと思いました。

【本田会長】

杉本委員ご意見ありがとうございました。

【金城委員】

大学でエシカル消費というものを研究していると先ほど申し上げたのですが、この数値目標に説明していただいたように、18 歳以上を対象に業者さんに依頼して調査をしている人数と、18 歳から成人は何歳までが対象になっているのでしょうか。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

対象は 1,000 名ほどで、後ほど正確な確認結果をご報告いたしますが、60 代から 70 代までだと記憶しています。

【金城委員】

エシカル消費の認知度については、「持続可能な社会の実現に向けた消費行動と事業活動の推進」という目標の中で、4-1 と 4-3 の 2 つが挙げられていますが、これらを同じ指標で測ってよいのか疑問に思いました。特に 4-1 は「食品ロスの削減」という内容であり、エシカル消費とはやや異なるため、調査内容も異なってくるのではないかと考えます。

また、エシカル消費については杉本委員からもご意見があったように、小学校から家庭科などで環境に配慮した消費行動ということで学習指導要領に取り入れられており、すでに学習が行われている状況です。したがって、調査対象を広げることで、より全体を把握することができるのではないかと思います。

今年の学会でもエシカル消費がテーマとして取り上げられ、研究大会が開催されましたが、認知はあるものの実践が伴わないことが大きな課題として挙げられています。どれだけ認知を広げても、実際の生活の中で行動に移されなければ意味がないという点で、現在は、認知から行動へどうつなげていくかが議論の中心となっています。これは情報提供の段階ですが、持続可能な社会の実現を考える上で、意識を行動に移す取り組みを進めていくことが必要だと考えています。

【本田会長】

金城委員、ありがとうございました。

先ほどご質問のあったアンケートの母数が何件ほど回答を得られているか、また回答アンケート対象の年代の幅などについては、後日、事務局で確認のうえ、ご報告いただくことでよろしいでしょうか。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

はい。承知しました。

【本田会長】

では、他にご意見はありませんでしょうか。

【仲間委員】

去る 10 月の産業まつりにおいて、エシカルトラベルの出店があり、大変好評で理解を得られました。例えば、その場でクリアファイルを配布したり、パネルを掲示したりするなどしてはいかがでしょうか。私たちが総括する立場であるため、産業まつりでは無料で参加していただけますし、公益事業への協力という趣旨もあるため、協力可能なことがあればぜひ相談していただければと思います。よろしくお願いします。

【高良委員】

私は全体的なところで少し意見をお伝えしたいと思います。

令和 5 年度に消費者庁が発表した消費者白書によると、消費者被害のトラブルの推計額は 6.5 兆円でしたが、令和 6 年度は 8.8 兆円に増加しています。これは非常に大きな被害額であり、参考までに令和 6 年度の日本の防衛費が 7.9 兆円であることを考えると、それを上回る被害が出ている現状で

す。

県内でも毎日のように詐欺被害のニュースが報じられていますが、私も消費生活センターの相談員として日々相談を受けています。その中で新たな詐欺の手口やトラブルが次々と出現し、正直なところ、被害が減っている実感はありません。

今回の審議会資料を確認すると、第四次消費者基本計画の推進状況は、達成度として85%程度となっています（資料2ページ、85.4%）。一見するとよい結果のように思われますが、内容を詳しく見ると、これらの指標は「実施したか」や「回数を達成したか」といった、いわば「やったかどうか」に偏っている部分が大きいと感じます。これによって被害が減少したか、消費者の行動が変わったかといった結果の部分を示す指標はほとんどありません。

例えば、高齢者被害防止や消費者教育の推進に関する項目がありますが、高齢者に対する消費者教育の実施率は106%と示されています。しかし、相談現場では高齢者からの相談が減っているとは感じられません。本来であれば教育を実施した結果、どのような効果があったのか示されるべきではないかと思います。しかし現状ではその評価が行われておらず、取り組み自体がどれほど役立っているのかが明確でない状態です。

また、計画の内容の質については、前回の審議会でも指摘がありました。取り組みやすい講座やイベントばかりが先行して進められ、本来行政が注力すべき安全監視——今回であればLPガス販売事業者の立ち入り検査などはゼロであることからもわかるように——専門性や人員を要する分野が後回しにされていることが浮き彫りになっています。これは現場の努力だけでは対応が難しく、制度設計そのものに問題があるのではないかと考えます。

次期消費者基本計画を策定する際には、「何をやったか」ではなく、その取り組みの結果として「どのような成果が生まれたか」や「消費者にどのような変化があったか」を基準とした、本質的な目標設定となることを期待しております。

#### 【本田会長】

来年度は、第5次消費者基本計画の策定もありますので、そちらの方で今のご意見を踏まえて、より効果的な基本計画がされることに期待するとお聞きいたしました。

他のところでご質問、ご意見などは、ありましたらお願ひいたします。

#### 【仲宗根委員】

19ページについてですが、過去に事故が発生した事業者や新規・変更予定の事業者を中心に立ち入り検査を行っているところで、リスクの高い事業者を対象に重点的な取り組みをしている点は大いに評価できると思います。一方で、未達成の理由としては、各種許認可申請の審査業務が増加したことや、法改正に伴う関係機関の指導対応のために実施できなかったとのことですが、法改正は今後も起こり得るため、このような事態を踏まえた計画的なスケジューリングを行い、目標値を確実に達成できる計画を立ててほしいと考えています。

次に、21ページについてですが、今回立ち入り検査が行われなかった理由は他の業務に時間を割かれたためとのことですが、今後は他の業務との調整を図りつつ、立ち入り検査をぜひ実施していただきたいと思います。

最後に一点質問ですが、19ページの立ち入り検査について、リスクの高い事業者を重点的に行っていいると推察されますが、販売店への立ち入り検査の際に検査の濃淡をつけるなど、どのような基準や要素で立ち入り対象を選択しているのか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

19ページのご質問の件につきましては、事前に担当課である産業政策課に確認をしておりましたが、委員がおっしゃったような具体的な店舗や業種についてはまだ聴取できておりません。こちらにつきましては、審議会終了後に改めて確認し、ご回答いたします。

施策実施状況欄にありますとおり、過去に事故発生のあった事業所等を優先的に立ち入り検査を行っている状況ですが、具体的にどのような店舗に立ち入り検査を行ったかをご確認いただければよろしいでしょうか。

【仲宗根委員】

19ページに関してですが、今回は7店舗のみの立ち入り検査とのことです、重点的に行っているということで、立ち入り検査を行う事業者に対する優先順位は計画的に設定されているのだろうと感じました。

一方、21ページの販売店への立ち入り検査については、重点的に行う店舗をあらかじめ決めて実施しているのかどうかが質問の趣旨でした。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

21ページについてですが、消費生活用製品安全法に基づく立ち入り検査の対象品目には、電気製品、ガス器具、住宅用洗濯機、ストーブ、たばこ関連商品、自転車、チャイルドシートなどがあります。今年度は、過去に立ち入り検査を実施した品目と重複しないように、対象品目を選定し、それらの品目を取り扱っている店舗へ打診し、立ち入り検査を実施するという段取りで進めております。

令和4年度以前には5店舗で検査を行っておりましたが、対象品目が重複している可能性があるため、その点は確認しますが、現在は品目が重複しないよう検査計画を立てています。また、取り扱う店舗での陳列商品が限られている場合、複数店舗で検査を行っても同じメーカーの商品を対象にすることになり、意味がないため、同一メーカーの製品を別店舗で検査しないよう注意して進めて参ります。

ちなみに、昨年度は私がこの業務の担当班長でしたが、立ち入り検査は0件でした。そこで、今年度はこの業務に関する事務分掌を見直し、立ち入り検査が確実に実施できるよう準備を進めております。

【本田会長】

今のご回答について、わからなかつた点を教えていただきたいのですが、結局は店舗や店舗の販売方法等に着目しているというよりは、対象となっている製品そのものの安全性や販売方法、陳列方法等を検査するということになるのでしょうか。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

製品の表示情報等が検査項目となっております。

【本田会長】

今の質問に関連して、私からも少し質問させていただきたいと思いますが、先ほどのご報告は21ページの消費生活用製品販売事業者への立ち入り検査についてでしたが、次の基本目標2の部分にある家庭用品販売事業者への立ち入り検査にも似たような内容があり、こちらは目標未達成となっています。

この家庭用品販売事業者への立ち入り検査の対象店舗は、通常どのような基準や方法で選定しているのか、ご教示いただけますでしょうか。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

こちらも消費生活用製品安全法と同様の考え方で、店舗数に着目するのではなく、対象品目について直近の立ち入り検査実績と重複しないよう調整し、数年かけて全リストを一巡する形で運用しています。今年度は対象品目を決定し、立ち入り検査を実施しています。

家庭用品品質表示法の対象品目としては、カーテンや寝具などの繊維製品、構成部品のプラスチック製品、絨毯やカーペット、家庭用家具、建築用内装材などがあります。

こちらも同様に、今年度は事務分掌を変更し別の担当者に検査業務を移管することで、しっかりと検査を実施できる体制を整えております。

【本田会長】

関連して意見を述べたいのですが、現在、おそらく対象品目ごとに指定している法令が異なるため、項目として分かれているのだと思います。そのため、費用も別の項目に振り分けられているということになるかと思いますが、そこが少し理解しづらい部分です。

いずれにしても、適正な表示や商品そのものの安全性の確保にもつながってくる問題かと思います。当該商品を取り扱っている部署は同じ担当なのでしょうか？

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

はい、生活安全安心課の消費生活班が対応しています。

【本田会長】

このあたりを指標として目標を設定する際に、どこにどのような企業を振り分けるか、カテゴライズの仕方を次期計画策定の際に改めて見直す必要があるのではないかと感じました。

【杉本委員】

立ち入り検査の件ですが、実施状況についてお伺いします。

過去に事故が発生した事業所や、新規・変更・移転があった事業所、法令違反の情報があった事業所に関しては、立ち入り検査の件数は多いほうが望ましいと思いますが、実際に、このような事業所がどのくらいあるのか、ご存知でしょうか？

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

産業政策課の回答を待っている状況ですが、現時点では手元に資料がありませんので、審議会終了後に改めてご報告いたします。

【杉本委員】

過去に事故が発生していないことが理想だと思いますが、新規・変更・移転と事故が一緒にまとめられていることについて、少し違和感があります。

新規は新規、事故発生は事故発生で分けて扱ったほうがわかりやすいのではないかでしょうか。

例えば、新規事業所に対して立ち入り検査が1件あっただけなのに、事故発生件数が多いと誤解されてしまうこともあります。まとめてしまうと、すべての事業所で事故が起きているかのように受け取られてしまうかもしれない、そのあたりの区別がはっきり見えると良いなと感じました。

【本田会長】

ご意見ありがとうございました。対象事業者の数などについては、追って事務局から回答をお願いいたします。他にご意見ございませんでしょうか。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

事務局から補足説明いたします。

先ほどの流れで19ページの話が再度出ましたので、ここで事前に産業政策課に聞き取った情報を提供いたします。

令和6年度の施策実施状況については、未達成の理由として、許認可申請の審査業務が増えたことや、関係機関への指導対応などが法改正をきっかけに増加したため、立入検査に割く時間が相対的に減少し、現在の件数になったという説明でした。

令和7年度については、令和6年度のような法改正対応がないため、20件の達成が可能と予想されていましたが、確認したところ、目標達成は難しい状況であり、現在も努力を続けているとのことでした。

液化石油関連のNPO法改正が令和6年7月に一部施行され、令和7年4月から本格施行となっています。業界団体向けの説明会は令和6年度から実施していますが、国のガイドラインやQ&Aなどの

情報提供が十分に示されておらず、現場で対応に苦慮している状況です。そのため、業務にかかる時間が増加した状態が令和7年度も続く見通しであると報告を受けています。

【本田会長】

ご意見ありがとうございました。他にご意見ありましたらお願ひします。

【仲間委員】

基本目標5の「考えて行動できるうちなー消費者」としてオールA、すべてクリアされて順調だと思います。しかし、消費者と事業所の健全な関係の構築は、とても大事な視点だと思っていて、公正で安心な取引環境の整備が極めて重要な部分であると思います。10月の産業まつりは来場者20万人の大規模なイベントですが、複数の出展機関から「カスタマーハラスメント」と言われるような対応があったとの報告がありました。アルバイトの学生さんやボランティアの方々も来てくださいました。非常に打ちのめされ、その日は立ち直れず帰ってしまったという話もありました。

また、展示物や商品の盗難があったということで、事務局に報告がありました。これらは事業者側の労働環境や対応を悪化させ、結果的に消費者への適切な説明やサービスの低下につながる問題だと思います。適正な消費行動を消費者に促す、といった視点を次の計画にぜひ反映してほしいと思っています。私が見落としているだけかもしれません、そうした目線で議論が進むと良いのではと考えています。消費者と事業者の健全な関係構築という点で、この問題も議論の重要なポイントとしてご検討いただければ大変ありがたいです。

よろしくお願ひいたします。

【本田会長】

基本目標5について、指標について特に説明がありませんでしたが、先ほど仲間委員が触れていらっしゃった適切な消費行動についての教育等についての取組みの指標が現時点であるのであれば、ご教示ください。

【事務局（生活安全安心課）：金城主幹】

特に資料として出せるものはありません。申し訳ございません。

【本田会長】

今回の第4次消費者基本計画のなかにはないということですが、第5次計画の策定時には検討できればいいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。他に、事務局からの説明がなかった部分についてのご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

事務局から補足説明いたします。資料4の33ページをご覧ください。

賃金事業者に対する監督指導の実施についてですが、数値目標の賃金業者への立入検査件数は18件

を目標としていました。しかし、実績は年間 15 件であり、これが B 評価となっています。

なかなか立入検査件数 18 件を超えない状態が続いていました。今年度については、立入検査計画の作成が年度に入ってから遅すぎたという反省を踏まえて、議会対応が必要な月を除き、毎月 2 件の検査を実施する計画を立てました。

現在、沖縄県に登録されている貸金業者の数は個人法人合わせて 41 社です。これらを 3 年かけて一巡するのを最低限のラインとして、立入検査を進めております。令和 7 年度は現時点で 10 件の検査を終えております。報告は以上です。

【本田会長】

今の貸金業者に対する監督指導の実施施策についてですが、41 社の業者に対して 3 年で 1 回りする形で監督指導を行っており、そのような施策を令和 4 年頃から継続されている状況かと思います。

課内に貸金業苦情相談窓口があるとのことですが、相談件数の推移などについて、もし集計を取っていらっしゃるようでしたら教えていただけますでしょうか。

【事務局（生活安全安心課）：仲村渠主査】

集計は取っていますが、今手元に資料がないため、後日改めて報告いたします。

【本田会長】

ありがとうございます。ご説明いただかなかった指標施策の部分で、ヤミ金被害防止対策の推進という施策もありますが、こちらについても県の方に相談窓口はありますか。

【事務局（生活安全安心課）：仲村渠主査】

同じ窓口で相談を受けており、年に何件かそのような相談もありますので、その件数につきましても併せて報告いたします。

【本田会長】

ありがとうございます。

【新垣委員】

68 ページの成年後見制度の件についてですが、やはり消費者保護の観点から成年後見制度は非常に重要な制度だと思います。しかし、中核機関を整備している市町村は、目標にはまだ少し届いていない状況です。未達成の理由としては、市町村における人材や予算、専門性の不足など、体制整備が十分でないという評価がされています。

今後、この件数を増やしていくにあたり、県としてどのように支援していくのか、また市町村の体制整備に向けた方向性について教えていただけますでしょうか。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

今のお答えに対する直接の回答は、事前には聴取できておりません。

人材、予算、専門性の不足している部分について、どのように対応していくかについては、基本的に後ほど調査し、他の委員の皆様からの回答も含めてお答えすることになります。申し訳ありません。

この施策に対応する数値目標として、利用促進計画を策定している市町村数と、中核機関を整備している市町村数が、それぞれ令和8年度の目標として22と定められています。令和2年度から6年度までは累計の件数で記録されており、令和6年度末時点では20市町村が策定・整備を完了したと見なされています。

増加状況を見るためには、それぞれ引き算をして確認します。例えば、5年度から6年度にかけては5市町村が増加し、4年度から5年度にかけては4市町村増加したという見方になります。

また昨年の話で恐縮ですが、この部分については目標達成ができていなかったため、昨年度少し議論がありました。県は市町村を促進する働きかけを行う立場であり、基本的には市町村の動きを後押しする役割を担っております。市町村が計画を策定し、中核機関を整備することが重要であり、中核機関としては地域包括支援センターや社会福祉協議会などがありますが、これらは市町村が設置するものであり、社会福祉協議会の活動状況は市町村によって差があるため、そのあたりで市町村間の違いが出ていっているのではないかという意見がありました。

現在、68ページから69ページにかけて、沖縄県が各市町村に対して行っている支援の取り組みが実績として記載されています。委員からの質問にも関連しますが、このほかに人員の派遣が必要か、また市町村に対する補助金支給を県単独で行う可能性があるかなど、そういった点を中心に確認して、後日回答したいと思います。

#### 【金城委員】

先ほどの質問と重なる部分もあるかもしれません、やはり「考えて行動できるうちなー消費者の育成」や「消費者教育の推進」という目標について、すべてがA評価となっている点が気になっています。高良委員がおっしゃっていたように、消費者トラブルや相談が減っていない現状と評価が合っていないのではないかと思います。

消費者教育を進めても、トラブルのある方がたくさんいる現状と合致していない点が非常に気になります。そのため、受講者数だけでA評価としてよいのか、なぜ消費者教育を受けてもトラブルが減らないのかについて、もう少し具体的なアンケートや調査等を検討する必要があるのではないかと感じています。指標についても、もう少し見直すべきではないかと思いました。

#### 【本田会長】

先ほど高良委員からのご意見も踏まえ、第5次計画策定の際には、指標のあり方について改めて検討する必要があると思います。単に実施数だけで達成状況を把握するのではなく、その結果をどのように評価・策定するかを検討しなければならないと思います。

今のご意見の中で、消費者、特に被害に遭われた方々のために活動されているのは、高良委員の消費

者センターが一番だと私も現場で感じています。

県の消費者センターや市町村ごとの相談窓口もありますので、そういった窓口の相談内容や件数、また弁護士会の消費者委員会との情報共有は定期的に行っております。これらの状況を踏まえ、消費生活審議会でも計画に生かせる点があれば良いのではないかと考えています。

#### 【比嘉委員】

B評価やC評価の未達成理由として「他の業務に時間を取りられたため」とありましたが、何か共通点があるのかなと思いました。

前年度と比べてA評価の項目については触れられていませんでしたが、前年から大幅に改善された事例などもあるかと思います。もし改善された良い事例があれば教えていただきたいですし、それらを共有する場面があるのかもお伺いしたいと思います。

#### 【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

今のご質問に対する回答としては一部になってしまいますが、昨年度の状況についてお伝えします。

資料4の2ページに表1の一覧表があります。令和5年度の推進状況では、AからDの内訳を見ると、令和5年度はAが38件、Bが2件、Cが6件、Dが2件となっています。38件のA評価のみを横軸で見ると、令和6年度の数字が令和5年度より大きい項目は以下の通りです。

基本目標1（消費者の安全安心の確保）が1件増えて13件になっています。基本目標2は同じ件数です。基本目標3は1件増えて8件、基本目標4も1件増えて4件になっています。基本目標5と6は同じ件数です。

また目立つ変化として、大幅に遅れているC評価の件数は、令和6年度では3件（表の一番右端、K列）ですが、令和5年度は6件ありました。この6件は、令和6年度にはAまたはB評価となっています。実施困難Dを見ると、令和5年度の2件から令和6年度が1件に減少しています。

実際、A・B評価の件数が増えているのは基本目標レベルで見た場合の状況になりますが、具体的にどの施策で改善があったかについては少し時間がかかりそうですので、後ほど改めて回答いたします。

#### 【本田会長】

では、事務局から後日回答をお願いいたします。他にご意見はありますか。

#### 【杉本委員】

PTAの代表として参加しているため、PTAに関する内容について取り上げたいのですが、101ページのPTAが主催する行事への出前講座や各種広報媒体を通じた取り組みについてですが、令和6年度においてはPTA主催の行事への講師派遣等はありませんでした。

また、令和6年度の広報活動状況（7項目）と104ページの「家庭における消費者教育を支援するための情報提供」は、活動状況が共通していると思われ、「広報活動状況」がほぼ同じ内容だと思いま

す。

PTA の行事に参加することは正直なかなか難しい面もあるかと思いますが、今後の取り組みとしては、PTA 主催行事における消費者教育の実施などが挙げられています。現時点では数値的な実績はないものの、このように消費者教育の活動や情報提供を進めていくことを示すことで、PTA の方々にも参加していただけるのではないかと期待しています。

ただ、家庭における情報提供については、本当に届けたい子どもたちまで情報が届いていないのが現状です。高良委員もおっしゃっていたように、消費者や金融に関する知識を一番知っている子どもたちには伝わっていません。彼らが最もトラブルに巻き込まれやすいにも関わらず、情報が十分に届いていないのが問題だと思います。

こういった点を踏まえて、今後は徐々に内容を見直し、改善していっても良いのではないかと考えています。

先ほど申し上げた「消費者相談が減らない」という理由の一つは、一番知っている人に情報が行き届いていないことがあると思います。高P連をはじめ、関連団体とも協力しながら、より深く掘り下げた取り組みを進めていくことが重要だと思います。

PTA の集まりに参加する保護者の方々は意識が高い一方で、本当に知っている保護者は参加しないケースが多いです。そこを深掘りしていくような取り組み方に変えていけたらと考えています。

#### 【本田会長】

ご意見ありがとうございました。

今のご意見に関連して、基本目標の消費者教育の推進の中には、高校生や中学生、18歳以下の未成年の方々に対する教育活動やそのような指標は含まれていないということでよろしいでしょうか。

もっと若い、これから被害に遭う可能性のある方々に対して、消費者被害についてしっかり教育し、知ってもらいたいということですので、この点に対応するような施策が、現在の基本目標5の中に該当するものがあれば教えていただけますでしょうか。

#### 【事務局（生活安全安心課）：金城主幹】

学校の方では、まず学習指導要領に基づいて消費者教育を実施していることが前提となっており、私たち生活福祉部は、それを補完する形で出前講座を実施することになっています。出前講座は、あくまでも希望する学校があれば派遣するという形です。

委託している業者が学校関係への周知を進めていますが、関心のある先生方や小規模校では実施しやすいものの、進学校などでは十分な時間を割けない場合もあり、参加する学校には偏りがあります。リピーターはいるものの新規参加校はなかなか増えていないという状況です。

小学校から大学・専門学校まで幅広く対応できるカリキュラムは用意していますが、現状ではこちらから積極的に踏み込んでいく施策には至っておらず、いわゆる「待ち」の対策になっています。そのた

め、次期基本計画では、どの程度積極的に踏み込んだ取り組みができるか、今回のお話を踏まえて検討していきたいと考えています。

【杉本委員】

学校の方も、授業時数などいろいろな制約があり、先生方は大変だと思います。そうした厳しい状況の中で、逆にPTAと連携して何かできればと考えています。

PTA行事では講演会などが行われており、また学校単体だけでなく6つの地区ごとに開催されているので、地域を含めて取り組むことも可能だと思います。私自身も県高P連の活動に関わっており、今年度だけで12回ほど講演会などを実施しています。そうした場で、県と共同で取り組めばと考えています。

講演会のテーマは何にしようか悩むことが多いのですが、金融教育や消費者教育は今後ますます必要になる分野だと思います。可能であれば、活動実績を数値として示せる形にしたほうが、「これだけの回数を一緒に実施しました」というように、活動内容が数値で見える化されて良いのではないかと思います。

【本田会長】

ありがとうございました。では、他にご意見がなければ議事が残っておりますので、次に進めて参りたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、議事を進めてまいります。

議事(5)の「第5次沖縄県消費者基本計画について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（生活安全安心課）：仲村渠主査】

資料6をご覧ください。

第5次沖縄県消費者基本計画の策定スケジュール案について、簡単に流れを説明いたします。

今年度は、11月ごろまでに情報収集を行い、全都道府県に対して消費者基本計画やその骨子案、施策案の提供を依頼する予定です。その後、12月から1月中旬頃にかけて、他県の計画を参考にしながら本県の骨子案と施策案を作成します。さらに、1月中旬から2月上旬頃に関係課へその骨子案と施策案の照会を行い、今年度中にたたき台を作成する予定です。

令和8年度に入りまして、消費者行政連絡会議を5月下旬から6月中旬にかけて1回、さらに6月下旬にもう1回開催する予定です。この連絡会議の委員には関係課の課長が含まれており、関係課からの意見を反映させるという内容となっておりますが、いずれも書面開催を予定しています。

7月下旬には第1回消費生活審議会を開催し、知事から審議会に諮問します。その後、第1回・第2回専門部会を8月中旬と10月下旬に開催予定です。先ほど決定しました専門部会が中心となって計

画について審議しますので、部会の委員の皆様にはご協力をお願いいたします。

専門部会で出た案などを反映させ、10月下旬から11月上旬に素案を作成し、その後、消費者行政連絡会議の書面開催第3回目を行います。

12月上旬からはパブリックコメントを実施し、市町村への意見照会を行います。令和9年1月上旬には消費者行政連絡会議第4回を開催し、これを踏まえて最終案を作成します。第2回消費生活審議会を1月下旬に開催し、最終案を審議会で確認していただく予定です。その後、2月上旬に審議会から知事へ答申します。

目標としては2月末までに計画を策定し、令和9年度からその計画に基づいた施策を開始する流れとなっております。

特に専門部会の委員の皆様にはご協力いただく機会が多くなるかと思います。日時などについては来年度に改めてご連絡いたしますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

#### 【本田会長】

ただ今の事務局の説明につきまして、委員の皆様からご意見やご質問を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手していただきますようお願いします。

#### 【仲間委員】

第2回専門部会は10月下旬を予定しているようですが、第4週は避けていただきたいです。産業まつりの週はその準備のため専門部会への参加は難しいです。申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

#### 【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

仲村渠さんからの説明の補足ですが、今ご覧になっている資料6の上から3行目にある「骨子案・施策案作成」という作業工程についてです。

骨子案・施策案を作成するまでに、高良委員がおっしゃったように、取り組み指標からできるだけ行動変容につながる指標へと転換することを目指しています。

そのため、基本的な指標設定の考え方や施策の書きぶりの統一感などについて、関係課に作業を依頼する際の基本的なルールや考え方を、たたき台レベルで一旦、生活安全安心課で定めることになると思います。

この際、これまでの消費生活審議会の場でも、今日を含め各委員の方々から次期計画で盛り込むべき事項や削除すべき事項についてご意見やご要望をいただきおりまで、それらを集約し、反映させた形で示せるよう目指していきたいと考えています。

【本田会長】

ありがとうございました。最後に、本日の議事全体を振り返って、何かご意見があればお伺いしたいのですが、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

では、ご意見がないようですので、本日予定しておりました議事については、以上となります。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を司会にお返しいたします。

【事務局（生活安全安心課）：山里班長】

本田会長、どうもありがとうございました。

本日の議事内容につきましては、後日委員の皆様へ送付し、内容をご確認いただいた上で、当課のホームページに掲載させていただく予定としておりますので、よろしくお願ひします。

それではこれをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中ご出席いただき、また貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。